

2020

5

月号

no.586

『京都の福祉』は福祉関係者に福祉の課題や情報を提供する「京都府社会福祉協議会」(府社協)が発行する広報誌です

支える人を支える 京都の福祉



● 今月の「ふくしびと」は甲谷 里沙さん ▼7ページ

● 令和2年度 京都府社会福祉協議会 事業計画・予算 ▼2ページ

もえくさ



T.S

改正民法が4月1日より施行された。近年、条文の現代語化のほか親族・相続法制や成年後見制度などの改正が行われてきたが、契約など債権法の主要改正は120年ぶりだ。

120年前の日本は明治時代で、幕末の不平等条約の解消と欧米列強の仲間入りを目指していた。民法の法制化もその一環である。フランス等をモデルに社会契約説の影響を受け、法が描く市民像・人間像は観念的で、自由で平等な個人を想定する。

しかし、人々の間には厳然と貧富や不平等があり、都度、特別法や判例の蓄積で修正されてきた。福祉サービスの多くも2000年以降に契約制度化され、少子高齢社会に生きる現代人は障害や認知症があっても一人ひとりの多様な生き方が尊重される社会を追求する。改正内容は「定型約款」規定の新設、諸契約や保証のルールの見直しなど多岐にわたる。判例・学説が認めていた意思能力を有しない人による契約行為を無効とする制度も明文化された。

個々人の暮らしや生活様式は変化し続ける。現代の課題に 대응する継続的な法の見直しを期待したい。

令和
2年度

京都府社会福祉協議会 事業計画・予算

令和2年度を始期とする「第5次中計画
計画の重点事項の5つの柱にそって

(令和2年度～6年度)」がスタートします。
令和2年度の重点事業を紹介します。

1

**多様性を認め合い、
思いやりを大切にする
地域づくり**

- 絆ネット・見守りネットワークによる福祉のまちづくりの推進
- 第9回きょうと地域福祉活動実践交流会の開催
- ボランティア入口デザインプロジェクトの実施
- 第8回共に安心して暮らせる京都デザインフォーラムの開催

2

**困りごとをとりこぼさない
支援の仕組みづくり**

- 絆ネット・見守りネットワーク活動者の交流会の開催(新)
- 中学生にも分かる「生活に困ったときの支援の仕組み」ハンドブック(案)の作成とモデル実施(新)
- 社会福祉法人との協働による「わかっぴプロジェクト(京都地域福祉創生事業)」の

4

**利用者と事業者がともに
福祉サービスの質を
高める取り組み**

- 介護・福祉サービス第三者評価事業の推進
- 介護分野の評価基準の改訂(新)
- 福祉サービス苦情解決事業の実施

5

**“支える人と組織”を
支える取り組み**

- マッチング相談機能の一層の充実(新)
- 外国人介護人材支援センターの創設(新)
- 福祉職場における人材育成を支援するための研修の推進
- 共生社会の創造に必要な専門性を高める研修の推進
- 福祉職員のエンパワメント、自律を支援するための研修の推進
- 市町村社協連合会とともに「京都地域福祉活動指針」(仮称)作成(新)
- 京都府社会福祉法人経営者協議会等との連携と協働

3

**可能性を広げ、自己実現を
支える取り組みの推進**

- 推進
成年後見制度利用促進に向けた法人後見事業の実施、市民後見人養成のあり方に関する検討、調査(新)
- 京都府災害ボランティアセンターへの参画と事務局運営
- 京都府災害時要配慮者避難支援センターへの参画
- 生活福祉資金貸付制度・教育支援資金貸付方針の検討(新)
- 施設等入所児童自立支援資金貸付事業の実施
- 自己(意思)決定支援を重視した地域福祉権利擁護事業の推進
- 家計改善支援事業の受託実施
- きょうとフードセンターによる子ども食堂等への支援と交流研修会の開催(拡充)

生活福祉資金会計の概要

生活福祉資金には、教育資金をお貸しする教育支援資金、一時的に必要な経費をお貸しする福祉資金、失業等によってお困りの方に資金をお貸しする総合支援資金などがあります。令和2年度の貸付金、償還金の見込みは下記のとおりです。

	令和2年度 当初予算	平成31年度 当初予算	増減
貸付	613,000	715,000	△ 102,000
償還	602,051	643,331	△ 41,280

(単位：千円)

令和2年度予算の概要

一般会計 実質収支のまとめ (単位：円)

	令和2年度 当初予算	平成31年度 当初予算	増減
事業活動収入	524,241	495,795	28,446
事業活動支出	536,182	505,526	30,656
事業活動収支差額	△ 11,941	△ 9,731	△ 21,672
その他の活動収入	12,270	10,100	2,170
その他の活動支出	79	76	3
その他の活動収支差額	12,191	10,024	2,167
当期資金収支差額	250	293	△ 43

(注) 実質的収支とは、本会の事業運営に関わる収支を示すものとして、退職金支給にかかる収支、貸付事業の貸付金・償還金、ボランティア基金サービス区分及び会計区分間の収支を除外するなどを行った数値です。

新型コロナウイルスにより 困っている人を支えるために

新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、京都府内においても不要不急の外出の自粛が求められたり、多くの方が休業や離職せざるを得なくなっています。

生活にお困りの方や福祉サービスを利用している方を少しでも支えられるよう、様々な取り組みが行われています。

生活費にお困りの方に資金を貸付 京都府社協

京都府社協では低所得世帯等を対象にした「生活福祉資金貸付」を行っています。新型コロナウイルスの拡大に伴い、低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を3月25日から実施しています。

申込窓口となる市区町村社協では、貸付を開始した後、相談や申請が殺到したこともあり、4月30日からは「ろうきん（労働金庫）」で申請の取次が行われています。緊急小口資金は、5月2日時点で3,409件、総額6億6,416万円の申請となっています。このうち、4月15日までに貸付

が決定した申請者の状況について集計したところ、職業はタクシー・運送、飲食、ホテル・宿泊イベント、建築・内装、観光、販売、カメラマン、美容等、多岐にわたっていますが、外出自粛の影響で、タクシー運転手やホテルなど観光業に係る方からの申請が多くなっています。

雇用形態で見ると、会社員、自営業、パート・アルバイトなどとなっており、休業や減収による経営状態の悪化に伴い、苦境に追い込まれている現状があります。申請者は高齢夫婦世帯の方、小さな子や高校生・大学生がいる家庭の方、本人や家族に発熱があったため仕事を減らされた方など、

減収の状況も厳しく、収入が無くなった方もいます。

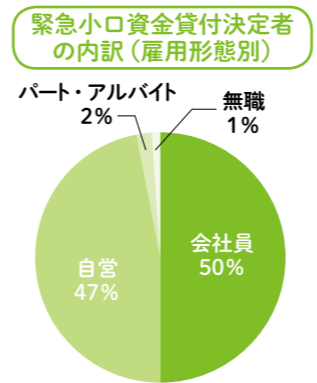
また、京都市内などでは大学進学に伴い下宿生活を始める学生も多く、アルバイト先の休業等により生活困難に陥る学生も少なくありません。

個人事業主や中小企業だけでなく大企業でも大幅な減収が報じられるなど、今回の感染拡大による生活や雇用等への影響は大規模かつ長期にわたることが懸念されており、貸付制度だけでは到底、生活困難な状況に置かれた方々の生活を支えることはできません。現在、国・自治体においても様々な生活支援策が検討・実施されていますが、必要十分かつ息の長い支援が強く求められています。

緊急小口資金貸付決定者の業種別内訳(10件以上)

タクシー・運送	168
飲食	73
ホテル・宿泊	29
イベント	14
建築・内装	12
観光	11

※数字はいずれも4月15日時点の貸付決定者599件の内訳



主に休業された方向け(緊急小口資金)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

- ▶ 対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ※従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。 ※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。
- ▶ 貸付上限額：学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内/その他の場合、10万円以内 ※従来の10万円以内とする取扱を拡大。
- ▶ 据置期間：1年以内 ※従来の2か月以内とする取扱を拡大。
- ▶ 償還期限：2年以内 ※従来の1年以内とする取扱を拡大。
- ▶ 貸付利子・保証人：無利子・不要
- ▶ 申込先：市町村社会福祉協議会

主に失業された方等向け(総合支援資金)

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

- ▶ 対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ※従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。 ※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。
- ▶ 貸付上限額：(2人以上)月20万円以内/ (単身)月15万円以内 貸付期間：原則3か月以内
- ▶ 据置期間：1年以内 ※従来の6か月以内とする取扱を拡大。
- ▶ 償還期限：10年以内
- ▶ 貸付利子・保証人：無利子・不要 ※従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。
- ▶ 申込先：市町村社会福祉協議会

支える人を支えよう!赤い羽根 新型コロナ 感染下の福祉活動応援全国キャンペーン 中央共同募金会

中央共同募金会では、各都道府県共同募金会と協働して、広く子どもや家族の緊急支援活動、フードバンクの活動、居場所を失った人への緊急支援活動を行います。

赤い羽根共同募金ホームページ <https://www.akaihane.or.jp/camp-covid19/>

休校中の子どもたちへ ランチボックスを販売 (福) 南山城学園

新型コロナウイルス感染症に伴い、法人内のカフェ3店舗では1日各50食限定でランチボックスを販売しています。メニューは、美味しく栄養があることをモットーに管理栄養士が監修。カフェの工房で働く利用者が毎日のごしらせを担当します。休校中の子どもたちへは100円で提供し、子どもたちの支援になっています。買ってくれた子どもから「おいしかった!」という御礼のお手紙も届いたそうです。カフェ「ぶらんたん」(伏見区)、「さびゆいえ」(宇治市)、「ぶちぼんと」(城陽市)にて5月末まで予定。

会わない繋がりをつくろう! プロジェクト2020 長岡京市社協

自宅や職場などでできる「会わない繋がり」をつくるプロジェクト。「マスクでできるボランティア活動」、「おうちで繋がろう体操」が紹介されています。

長岡京市社協ホームページ <http://www.nagaokakyo-shakyo.jp/home/awanai-tsunagari1>

元気アップ体操 動画 木津川市社協

運動不足解消!楽しく自宅のできる体操を動画で紹介されています。

木津川市社協ホームページ http://www.kyoshakyo.or.jp/kizugawa/cat487/post_581.html

コロナに負けるな!社会福祉! ~『ロッキーのテーマやってみた』動画 経営協

全国社会福祉法人経営者協議会(経営協)が主催する、社会福祉の現場でさまざまな挑戦をしている若手スタッフの熱い想いを伝えるイベント「社会福祉 HERO'S」。2019年ファイナリストのメンバーが、**利用者の命と生活を守るため奮闘している全国の福祉従事者の姿**を動画でまとめています。

<https://www.youtube.com/watch?v=3Hy0nMVBm2E>

お弁当を配布する団体も ~子ども食堂への活動アンケートから~

府内の子ども食堂では、感染拡大防止のため、やむを得ず活動を休止するケースが増えていますが、お弁当の配布に切り替えて休学中の子どもたちや保護者への支援を続けているところもあります。本会が府内の市町村社協に行ったアンケートでは、回答のあった29の子ども食堂を運営する団体のうち、3か所が開催を継続し、6か所が**お弁当の配布等に切り替えて**支援を続けています。

テイクアウトお惣菜の販売 (福) 宇治福祉園

子ども食堂に代わって、「みんなのき黄檗子ども園」と「みんなのき~すてーしょん TeaM"U"」で**お惣菜を販売**し、子どもと家庭を食で応援されています。夕方、夕飯のおかずになる2種類のお惣菜を100円(小)・200円(大)で販売。地元産のタケノコの唐揚げやオムレツなど、バラエティ豊かなメニューが日替わりで用意されています。利用者からは「助かる!」「嬉しいです」といった声が寄せられています。

また、自宅にいる園児たちのために、**自宅でする手遊びやおもちゃ作りなどの動画**もYouTube(「宇治福祉園」で検索)で配信しています。

お惣菜 <https://www.facebook.com/MimurodoHoikuen/>

在宅での就労訓練を実施 (福) 白百合会

障害のある方の就労訓練を行う場として、刺繍・織物・キャンドルなどのハンドクラフトを中心とした多様な製作作業を行っています。現在、外出を控えている利用者のために、刺繍キットをお渡しして、利用者に自宅で製作作業を進めていただき、朝・夕の2回、電話で様子を確認しています。現在、西京区にあるもう一つの作業所と合わせて、20名の利用者が**自宅での就労訓練**を実施しています。

利用者の健康や今後の事業継続への影響が心配 ~社会福祉施設・事業所に緊急アンケートから~

本会会員の社会福祉施設・事業所及び京都府社会福祉法人経営者協議会の会員法人、計702法人・事業所に対して、新型コロナウイルス感染拡大による影響についての緊急アンケート(3/26~3/31)を行い、294か所から回答を得ました。アンケートでは、92%の事業所が利用者の外出等を制限し、高齢・障害の事業所では20%以上の事業所が利用者の体調に変化があったと回答しています。また、75%の事業所が、利用の自粛をお願いしていると回答しています。

経営面においても、25%の事業所が2~3月の収入が減少していると回答しており、特に障害の事業所では46%になっています。

今後心配されることとしては、下記のような**人材不足・物資・資金面についての不安の声**が多く聞かれました。

- ① 事業所内で感染者となり職員に欠員が出た場合、不足を補う職員体制等の支援体制がないため、人材不足となり利用者支援の安全面に影響が出るなど、事業所が機能しなくなる
- ② マスク、消毒液が不足。福祉施設に優先的な供給を望む
- ③ 休園や通所の稼働率が下がることによる収入減少や、就労関係でのイベント中止による売り上げ低下が著しく、利用者の工賃にも影響が出るのではないかと

詳しくは本会ホームページをご覧ください。 www.kyoshakyo.or.jp/news/post_174.html



住民の方に
知ってもらい、
何でも相談できる
場所にしたい

精華町社会福祉協議会 権利擁護・成年後見センター ● 甲谷 里沙さん

◆この職場を選んだ決め手は？

大学時代の実習でお世話になり、地元の精華町で、地域福祉をしたいと思っていたので。

◆職場のいいところ

困りごとのある方に対して、事業だけではなく、人とのつながりなどその方に合わせたいろいろな提案ができること。

◆休日の過ごし方

アウトドアが好きなので、キャンプや釣りに行ってリフレッシュしています。

「中学生の時に福祉体験学習があり、車椅子バスケットの選手にお話を伺う機会がありました。そこで『こんな世界があるんだ』と初めて知って興味を持ったので、社会福祉を学べる学校を目指しました」と福祉の道に進んだきっかけを話す甲谷さんは、精華町社会福祉協議会に入職して4年目になります。

「利用者さんから『あなたのおかげで今なんとかやっていられる、ありがと』と感謝の言葉をかけられるとやっぱり嬉しいですね」現在は昨年7月に開設した権利擁護・成年後見センターの担当員として業務をこなす甲谷さん。この権利擁護・成年後見センターは、成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用のための中核機関としての機能を担っています。

【施設名】(福) 精華町社会福祉協議会
【場所】京都府相楽郡精華町南稲八妻砂留 22-1
地域福祉センターかしのき苑内
【URL】http://www.kyoshakyu.or.jp/seika
【TEL】0774-94-4573 【FAX】0774-93-2278

福祉サービス利用援助事業と
併用支援の
あり方について

成年後見制度の
あり方について

近年、「福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業以下「本事業」）の利用者が増えています。全国の契約件数は最近10年で2倍以上になり、京都府でも同様です。

さらに、利用者の判断能力の低下や高額な財産の管理・保全、遺産相続の必要性が高くなった場合などに「成年後見制度」に移行するケースが増えています。しかし、移行後も様々な事情により、制度と並行して本事業を利用するケースが増えています。

その果たす役割はますます重要になっており、それぞれの機能を整理しながら、当事者、家族、関係者の間で、両制度の果たす役割について共通理解を深める必要があります。本稿では、3月13日に開催された「福祉サービス利用援助事業関係機関・団体等との情報・連絡会議」から、両制度の併用についての考え方や留意点等について紹介します。

両制度の併用について
検討が必要と考えられる場合

- ① 利用者が、両制度を活用しながら在宅での生活を継続することを希望
- ② 併用により、利用者の日常生活の精神的安定や安心、または見守りの効果が期待できる
- ③ 成年後見人が、併用が利用者の生活にとり望ましいとして、本事業の利用継続を希望

両制度の併用について慎重な
検討が必要と考えられる場合

- ① 併用により、成年後見人が利用者の心身や生活状況への配慮を全面的に委ね、利用者への配慮を軽視する恐れがある
- ② 併用の必要性が成年後見人の業務を「補充」という理由のみである
- ③ 利用者が在宅での生活を継続する見込みがない
- ④ 利用者がこれまで本事業を利用していない

両制度の併用における留意点

- ① 成年後見人と本事業に携わる関係者が援助目的を共有すること
(特に利用者の経済状況や利用者にとり併用が有効かどうか、本事業での援助の必要性や範囲について確認)
- ② 本事業と成年後見人の役割を明確にすること
- ③ 成年後見人を含めた関係者が利用者の状況や意思を共有し、より良い援助について話し合う場づくりを大切にすること
- ④ 成年後見人が利用者へ定期的に訪問し、本事業での支援に関する記録を確認すること

これらの考え方については現時点でのものであり、今後、府内の市町村社協や関係団体とさらに協議し、成年後見制度との併用における本事業の役割について整理していくとともに、成年後見人とより良い連携を図っていききたいと考えます。

福祉サービス
利用援助事業と
成年後見制度の
違いについて

	福祉サービス利用援助事業	成年後見制度
援助の特徴	本人の申込・契約により支援開始 生活に必要な福祉サービスの利用に関する情報提供、相談と代行	家庭裁判所の審判により後見開始 法律行為を行う保護・支援制度 (代理・取消・同意)
具体的な活用	福祉サービス利用等の手続き援助や 日常的な金銭管理など	高額な財産管理、日常的な金銭管理を 超えた範囲の支援(法律行為)など

京都府社会福祉協議会からのお知らせ

《アンケートご協力をお願い》

広報誌「京都の福祉」では、より良い紙面づくりのため、読者のみなさまにアンケートへのご協力をお願いしております。下記のURL、またはQRコードからアンケートにお答えいただき、率直なご意見・ご要望をお聞かせください。どうぞよろしくお願ひいたします。

<https://forms.gle/PfNVBf83d12SVVwY6>



施設整備等融資金貸付事業のお知らせ

施設整備等融資金貸付事業は、第1種・第2種社会福祉事業を経営する社会福祉法人、宗教法人及び第34条に規定する公益法人を対象に京都市内（京都市を除く）の施設整備、改築等を行うため低利の融資を行っています。貸付条件等の詳細はお問い合わせください！

問い合わせ先

総務課

TEL.075-252-6291 /

<http://www.kyoshakyo.or.jp>

京都府社会福祉協議会 新入職員紹介コーナー

研修課 鈴木 彩馨

京都で生活する方、またその暮らしに係わるすべての方との繋がりを大切に、まだまだ未熟な私ではありますが、京都府社協の一員として業務に励むとともに様々なことを学び、挑戦していきたいと考えています。皆様からのご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



「京都の福祉」は、みなさまからの情報をお待ちしています！

府社協の広報誌「京都の福祉」は、「支える人を支える」をテーマに、読み手のみなさまに活用していただける紙面づくりに努めています。ご意見や感想はもちろん「こんなテーマを取り上げてほしい」「取材してほしい」、そんな情報をぜひ気軽にお寄せください。

● 本会へのご意見等は、下記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。

<http://www.kyoshakyo.or.jp>

京都府社協

検索



本紙は、共同募金の配分金によってつくられています。

© 中央共同募金会

令和2年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ぶくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために！

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

■ 基本補償(賠償・見舞)

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

保険期間1年

▶ 年額保険料(掛金)		基本補償(A型)
基本補償(A型)	定員	
	1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
付見舞費用(B型)	100名以降1名~10名増ごと	1,500円
基本補償(A型) 保険料		+
		[見舞費用加算] 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償



充実した補償と
割安な保険料と
です。

スケールメリットを活かした

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社〉
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)